

**水戸地方法務局(本局)**  
庁舎一部移転について

(町民税務課)

水戸地方法務局は、東日本大震災の影響により事務に支障をきたしており、10月11日(火)から一部の事務については庁舎移転して業務を行います。

**移転する業務**

登記(土地・建物及び会社・法人の登記並びに登記事項証明書等)、戸籍(成年後見登記)、国籍、供託及び人権擁護の各事務

**移転先**

〒310-0011

水戸市三の丸1-1-42

駿優教育会館7階

お問い合わせ

水戸地方法務局総務課

☎029(227)9911

水戸市北見町1-1

**いばらき身障者等用駐車場利用証制度が10月からスタートします**

(健康福祉課)



この制度は、障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などで身障者等用駐車場を本当に必要なとしている方が利用しやすい環境を整備するため、利用証を発行する制度です。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。

利用証の申請・交付は、役場健康福祉課の窓口となります。

交付対象者

障害者、高齢者、難病患者、妊産婦など(別に基準あり)

お問い合わせ

社会福祉G(内線236)

**インフルエンザ予防接種のお知らせ(健康福祉課)**

高齢者の方

接種期間 10月1日(土)から平成24年1月31日(火)まで

対象者

接種日に65歳以上の方

接種日に60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病

気のある方(身体障害者手帳または医師の診断書が必要)

65歳以上で生活保護法に基づ

く生活保護世帯員の方(事前に保健センターでの受付が必要です。)

**接種方法**

町の委託医療機関(猿島郡内及び古河市の医療機関等)に予約し接種。

県外で接種する場合、町との委託契約医療機関であれば同じ公費負担額で助成されます。

予診票は保健センターで配布しています。

やむを得ず、町と協定を締結していない医療機関で接種された方は、支払った接種料金

のうち助成金額分を払い戻します。

保健センターで手続きをしてください。

助成金額(1人1回まで)

の方 2,000円

(接種料金が2,000円に満たない場合はその金額)

全額

持参するもの

年齢確認できるもの(健康保険証等)

身体障害者手帳をお持ちの方

接種期間 10月1日(土)から平成24年1月31日(火)まで

対象者 本町に居住し、身体障害者手帳(1・2・3級)を交付されている方

接種方法 かかりつけ医等で接種

助成金額 2,000円  
(接種料金が、2,000円)

に満たない場合はその金額) 助成金申請方法

次のものをお持ちのうえ、保健センターで申請してください。

- ・身体障害者手帳
- ・認印
- ・医療機関が発行した領収書(レシート不可)
- ・通帳(ゆうちょ銀行以外)

申請期間

10月1日(土)から平成24年2月10日(金)まで

(土・日曜日、祝日を除く) 詳しくは、保健センターに確認してください。

お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

**すくすく相談のお知らせ**

(健康福祉課)

ことばや心身の発達の心配のある乳幼児と保護者を対象に、

臨床心理士・保健師等による発達相談を、月1回実施しています。

個別相談で、事前に予約が必要です。

日時 10月7日(金)、11月7日(月)、12月2日(金)

午後1時から5時まで

場所 保健センター  
お申し込み・お問い合わせ  
保健センター ☎(84)1910